

求職者向けセクシュアルハラスメント相談窓口について

令和 8 年 10 月 1 日

求職者の皆さまへ

人財部

令和 7 年に労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 63 号）が公布され、求職者等に対するセクシュアルハラスメント（いわゆる「求職者等セクハラ」）の防止措置が事業主の義務となりました（令和 8 年 10 月 1 日施行）。

本改正に基づく取組として、当機構の役職員等よりセクシュアルハラスメントを受けた際、求職者等の皆様にご利用いただける相談窓口を設置しておりますので、お知らせいたします。

なお、当機構は求職者の皆様の求職活動等に関し、以下のような事項を遵守します。

- ・面接等は原則として複数の機構職員で行うことを基本とします。
- ・面接等において、性的な言動、性的な事実関係への質問、身体への接触を行いません。
- ・求職者の方との連絡には必ず当機構内メールアドレス、公用電話番号又は採用管理システムを使用するものとし、プライベートの連絡先、個人 SNS 等の交換はしません。

【JST ハラスメント相談窓口】

jsttsuho-jinzai【at】jst.go.jp （【at】は @ に変更）

【外部相談窓口】

奥・片山・佐藤法律事務所

（メール）jstgaibu【at】hotline-lawoffice.jp （【at】は @ に変更）

（電話） 03-3581-5078(平日 9 時半～17 時半)

（郵便） 〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関 3-2-6 東京倶楽部ビルディング 8 階

奥・片山・佐藤法律事務所 JST 通報窓口

当機構は、ハラスメント相談窓口相談を行ったことを理由として、求職者等に不利益な取り扱いを行いません。また、ご相談については、プライバシーを守って対応いたします。